

【研究ノート】

英国の行政機構に関する覚書

石 見 豊

目 次

1. はじめに
2. 予備的考察
3. 英国における中央省庁の概要
4. エージェンシーと準独立的行政機関
5. 公務員制度の特徴
6. おわりに

1. はじめに

筆者は、近年、英国の地方自治や地方分権、地域政策などの動きに関心を持ち、研究を進めてきた。しかし、その中でいくつかの困難な問題に遭遇することがしばしばある。その中の最大のものは、国においても地方においても行政のしくみが頻繁に変更されることである。例えば、省の名称などが省の統廃合によって非常に頻繁に変更される。また、政策の内容についても大胆に変更されることが多い。前者については、別稿において、伝統的な行政分野（外務、大蔵、内務、国防など）に関する省はあまり変更されることはないが、社会経済の変化の影響を受けやすい行政分野、つまり、新しい行政需要への対応や政権として取り組む必要性が高い分野（社会保障、雇用、教育、科学技術、経済・産業政策など）について非常に頻繁に再編が行われてきたことを示した¹⁾。一方、後者については、これまた別稿で、地域政策を事例に、2010年の政権交代を機に、それまでの労働党政権時代の政策が、保守党・自由民主党連立政権になってどのように変更されたのかについて示した²⁾。

このような英国の行政のしくみや政策の内容に見られる変化の傾向に関する

英国の行政機構に関する覚書（石見）

一つの仮説としては、政権交代による影響の可能性を挙げることができる。確かに、英国は二大政党制の国と言われ、戦後の期間について見れば、保守党と労働党が交互に政権を担当してきた。そして、政権交代を機に、省の統廃合や政策内容の変更が行われてきた。例えば、上記の2010年の政権交代による変化（改革）がその一例である。ただし、政権交代がない時にも省の統廃合が行われることもあった³⁾。このような点を考慮すると、英国における行政のしくみや政策内容の変化に与える要因としては、政権交代の影響もその一因として挙げることができるが、必ずしもそれのみによる訳ではなさそうである。

わが国では、省の統廃合が行われることはほとんどない。だからと言って、わが国では、行政改革に関する関心が低い訳ではなく、1980年代以降今日まで連綿と行政改革への取り組みが続けられてきている。しかしながら、その中で省の統廃合が行われたのは、橋本行革による2001年の中央省庁の再編成ぐらいで、ほかには大規模な省の統廃合の例はない。省の統廃合に関する理念や哲学が、日本と英国では異なることが予想できる。

以上のような行政のしくみや政策内容の変化の激しさのため、英国の行政（国のみならず地方自治を含めて）についてその動きを把握することには困難が伴う。そこで、小論ではまず、英国の行政機構がどのように構成されているのかについて整理する。省のしくみについては、統廃合の動きが激しいと上記で述べたが、省以外の行政機構の外延部はどうなっているのかなどについても整理する。例えば、80年代のサッチャリズム（行革）で導入されたエージェンシーのしくみなどが、その外延部の一つである。

そして、これらの英国の行政機構について概観する前に、2つの予備的考察を行いたい。一つは、制度・機構・構造といった言葉の問題について整理することである。小論では、行政機構の語を用いるが、この言葉の整理によって、小論が対象とする射程について明らかにしておく。もう一つは、上記でも触れた省の統廃合の理念・哲学の点について少し検討する。

2. 予備的考察

(1) 制度・機構・構造

本節では、予備的考察の第一点として制度・機構・構造の意味のちがいについて検討する。筆者は行政学を専門とするが、行政学は3つの魂（研究視角の意味）を持つと言われている。制度、管理、政策の3つである⁴⁾。つまり、行政について研究する際には、主に制度面、管理面、政策面のいずれからかアプローチするという指摘である。この場合の制度は、主に法制度を意味していると思われる。つまり、法律、政省令、条例、規則など公式（フォーマル）のルールを制度と捉えている。そのような制度（公式のルール）の設計が、行政の活動（中身）にどのような影響を与えているのかを探るのが制度面からのアプローチである。しかしながら、この制度の意味は、近年の政治学・行政学の中で大きく変化してきた。つまり、新制度論の登場によって、上記のような法制度だけではなく、過去からの慣習で定着した行動様式や諸集団（組織）の文化として定着したもののような非公式（インフォーマル）なものまで含むようになった⁵⁾。

構造と言う場合、まず想起されるのは、社会学者のタルコット・パーソンズが提唱した機能・構造分析である。パーソンズは、社会事象の分析の際に、機能と構造の面から捉えようとし、機能と構造から構成されるものを社会システムと考えた⁶⁾。この場合の機能は、各要素の働きを意味し、それが相互に関係（連関）して、全体としてどのようなしくみ（構造）になっているのかについて見るのが機能・構造分析である。また、一般的な意味においても、構造とは、諸要素の組み合わせによって全体を成り立たせるためのしくみや骨組（骨格）を意味している。つまり、パーソンズの捉え方でも一般的な意味においても、構造は、全体的なしくみ（骨格）の意味で捉えられ、要素（機能）と対極にあるが、両者は一連のものともみなされているということである。一方、政治学では、構造は権力の語と結び付いて権力構造というような用いら

英国の行政機構に関する覚書（石見）

れ方をしてきた。フロイド・ハンターやロバート・ダールなどの権力構造論を参考にすると、コミュニティ（地域社会）における権力のあり方がどのような状況にあるのか、つまり一部の集団に集中しているのか、それとも多様な集団に分散しているのかをめぐって議論した⁷⁾。この場合の構造とは、権力のあり方や配置の仕方の意味で用いられている。もう少し内容に則して言えば、集中的か分散的かが構造の中身として問われた。

いま一度、行政と関連させて制度と構造の語について検討すると、行政制度という言い方はあまり多くはないが一応用いられていると言ってよい⁸⁾。その場合の意味は、文字通りの行政に関わる制度という意味で、具体的には、内閣制度や公務員制度、自治制度などを指し、その総称的な意味で用いられる。実際には、内閣制度などの個別的・具体的な用いられ方のほうが多く、行政制度という総称的・全体的な用いられ方は少ない。一方、行政構造という言い方はしない。行政活動の具体的な中身について分析する際に、機能と構造の面から検討することはあっても、行政構造というような表現は用いることがない。つまり、行政との関連で言えば、構造は行政活動の具体的な中身などと結びつくものようである。制度と構造に関する以上のような整理を行った上で、次に機構の面について検討する。

機構の語について定義することは難しい。それは、機構の語が、一般的な意味（抽象的な概念としては）では、構造とほぼ同義で用いられるからであり、また、実体的な意味では、組織・団体の意味で用いられているからである。つまり、機構と構造の互換的な用いられ方や、一般的な意味と実体的な意味の間での異なりが機構の語の定義を困難にしていると言える。

ここでこれまでに述べてきたことを少し整理したい。制度の概念は、元来は法制度を意味したが、近年、非公式な制度も対象とするように拡大してきた。構造の概念は、全体的なしくみ（骨格）を意味し、機能（各要素の働き）との関連で用いられる。また、行政制度という言い方はするが、むしろ、内閣制度、公務員制度のような個別・具体的な用いられのほうが一般的である。行政構造というような用い方はしないで、行政の個別の活動内容について、

それを機能と構造の面から捉える傾向が強い。

機構の語については、上記のようにその定義が難しい訳であるが、小論において、行政機構の語を用いるのは、次の理由からである。第一に、小論が対象にするのは、英国の中央政府の省や省以外の行政のしくみであり、それらのしくみを総称するには、行政制度（制度というより組織を対象としているので）や行政構造（上記のようにこの言い方自体をあまり用いないこともあり）の語より、行政機構の語が最も適当であるからである。第二に、行政組織や行政機関と言った語を用いても良いが、行政組織や行政機関と言うと、あまりにも一般的で、省内の内部部局組織や地方自治体の内部部局組織などにも用いられるからである。第三に、中央省庁やその外郭団体、地方出先機関などに対する総称的表現として従来から行政機構の語が用いられているからである。

以上の理由から行政機構の語を用いるが、小論が対象とするのは、上記のように省およびその外郭団体である。地方出先機関や地方自治体は対象としない。

(2) 省の統廃合に関する理念・哲学

英国の省は、頻繁に統廃合が行われると上記で述べた。統廃合が行われるのは、政権交代時が多いが、政権交代のない時でも統廃合が行われることについても触れた。一方、わが国の省庁体制は、ほとんど統廃合が行われない。ただし、第2次大戦終了直後の戦後改革期には、大規模な再編成が行われた。陸軍省や海軍省⁹⁾などの軍関係の省が廃止されたのを初めとして、内務省の廃止、司法省の法務省¹⁰⁾への改称などは、GHQの指示に基づく戦後民主化を推進するための措置であった。また、商工省の復活とその後の通商産業省への再編、労働省の設置¹¹⁾などは戦後の経済復興を牽引する産業・雇用面に関する体制整備をねらいとしたものであった。さらには、戦後改革期の臨時（一時）的なしくみがその後、恒常的な機関に再編されたものもあった。行政調査部の行政管理庁への再編、経済安定本部の経済企画庁への再編などがそれである。この戦後改革以降は、ほとんど大規模な省庁体制の再編成は

英国の行政機構に関する覚書（石見）

行われなかった。省レベルの再編としては、1960（昭和35）年に自治庁が自治省に昇格したのが唯一の事例で、その他は、国務大臣を長官に持つ大臣庁の設置によって対応してきた。科学技術庁、国土庁、北海道開発庁、沖縄開発庁、環境庁などがそれである¹²⁾。つまり、新しく発生する行政需要に対して、省ではなく大臣庁の設置で凌いできた訳である。第一臨調や第二臨調などの大規模な行政改革の際にも省庁体制についても若干検討されたが、それは内閣機能や総合調整機能の強化が中心で、省庁体制自体の抜本的再編を目的とするものではなかった¹³⁾。結局、省庁体制の抜本的再編は、橋本行革に基づく2001（平成13）年の中央省庁等の再編成まで待たねばならなかった¹⁴⁾。

以上の経緯からわが国の省庁体制は変化の少ない極めて安定したしくみと言える。西尾勝は、このような変化の少ないわが国省庁体制の特徴を「鉄格子型」と表現した¹⁵⁾。一方、韓国などでは、英国と同様に、政権交代時およびそれ以外の時にも頻繁に省の統廃合や名称の変更が行われる。英国や韓国では、省の統廃合は、政権がどの政策を重視しているのかを国民や政府内に示し、それに向けた体制を整備するという意味がある。一方、わが国では、省レベルの体制の変更を嫌う文化があるようである。その背景として、再編に対する省の官僚制の抵抗に対する懸念、再編のためには各省庁設置法の改正¹⁶⁾が必要で、それに係る政治的コスト（労力、負担）を嫌うことがある。一方、英国では、省の統廃合には、必ずしも法律改正ではなく、1975年国王大臣法に基づき枢密院令（わが国の政令に相当）によって大臣権限の変更が可能であるという手続面のちがいがあつた。また、政治（与党、首相、首相官邸、各省の大臣など）の官僚制に対するリーダーシップが確立している点¹⁷⁾も、わが国との大きなちがいであつた。

ここまでの話をまとめると、日英の省の統廃合に関する理念・哲学のちがいは、英国では、省の統廃合には政権の政策方針を内外に示すねらいがあつたが、わが国には、そのような傾向は見られず、むしろ変化を嫌う傾向が強いということであつた。そのちがいの背景には、省の統廃合に関する

法手続きの容易もしくは困難さや政官関係のあり方が関係していた。また、英国でも韓国でも、省の統廃合は頻繁に行われていることから、統治構造のちがいは、省の統廃合の程度に直接に関係する訳ではないと言える。つまり、英国は議院内閣制であり、韓国は大統領制の国である。常識的には、大統領制のほうが、大統領のリーダーシップによって、省の統廃合が容易であることが予想されるが、大統領制か議院内閣制かという統治構造のちがいは、政治（大統領、内閣）が官僚制を統制できるかという政官関係の影響のほうが大きいからである。

3. 英国における中央省庁の概要

英国の中央政府もしくは行政に関する先行研究を見ると、大体が首相、内閣、大臣に関する記述に費やされている。省などの中央行政機構に関する記述は極めて少ない。これは、政治主導の原則が確立していて、行政機構は中立・無名の存在として、政治に従うという英国独特の政治的慣行（ホワイトホール・モデルと呼ばれる¹⁸⁾ から来る影響ではないかと思う。また、国の行政については、ホワイトホール（英国の中央省庁が集中するロンドンの一帯で、わが国の霞が関に相当する語）やシビル・サービス（公務員）の語で紹介されることが多いが、どちらかと言えば、公務員制度や政官関係に関する説明がほとんどで、省体制などに関する記述は少ない（あってもその記述は簡素である）。

わが国において英国の中央省庁について紹介する先行研究は、上記のように多くないが、次に挙げる渡辺秀一の研究は小論の問題関心からすると非常に興味深いものである¹⁹⁾。渡辺は、まず、中央省庁を①大臣省、②非大臣省（わが国の外局に相当するもの）、③準独立的行政機関の3つに分類しているが、これらの分類は一応のものであり、「最近の外局の設置や組織の分立独立等の機構改革や、業務の民営化に伴う組織の再編は、事情を一層複雑にし、統一的な理解を困難なものとしている」²⁰⁾と指摘した。小論においても、こ

英国の行政機構に関する覚書（石見）

の渡辺の3分類を参考にして、本節では、大臣省と非大臣省を対象として、そして、次節では、サッチャリズムによって形成されたエージェンシー制度とその他の準独立的行政機関について扱うことにする。

英国政治全般に関する紹介本であるフォーマンとボールドウィン著の *Mastering British Politics* によれば、英国の中央省庁は、非常に長い歴史を持っていると言う。「例えば、最初の大法官はエドワード告解王によって任命されたノルマンの征服時の1066年に遡り、大蔵大臣は12世紀に発展したものであり、枢密院議長の事務所は1497年に始まる」²¹⁾。また、今日の外務省や内務省は、ジョージ三世によって両省の原型が設置された1782年に遡ることができる²²⁾。フォーマンとボールドウィンは、その他にも、1870年の教育省の設置や1919年の農水省の設置などの例を挙げている²³⁾。この2つの事例で興味深いことは、英国の中央行政機構の設置の経緯として、まず、Board（評議会）という形態で設置され、それがその後、DepartmentもしくはMinistryなどの形態に発展することである。上記の教育省も、1870年の時点ではBoardで、後にDepartmentになった。一方、1919年に設置された農水省は、それまでは農業と漁業が別々のBoardであったが、1919年に一つのMinistryに統合されたのであった。もう一つ興味深いことは、後者の1919年の農水省の設置は、第一次大戦中の国民への食糧供給の奮闘が契機になったということである。つまり、社会経済環境の大きな変化とそれへの行政需要の高まりが、新しい省の誕生の要因となったということである。

また、フォーマンとボールドウィンは、別の箇所でもう一つ興味深いことについて指摘している。それは、「英国の政府省庁の全時代を通して、中央政府の全構造に関する根本的な検討を行ったのは、1918年にロイド・ジョージ政権に報告書を提出したホールデン卿によって率いられた委員会が唯一のものだった」²⁴⁾ という指摘である。フォーマンとボールドウィンによれば、ホールデン報告の要点は次の2点にあるようである。①省庁の境界線は機能的な基準に基づくべきであること、②内閣は中央政府の頂点としてコンパクトな政策決定機関であるべきという2点であった。しかしながら、実際には

両方の点ともにそうはなっていなかった。第一の点については、機能だけではなく地理的事情（スコットランド省、ウェールズ省など）の両方の混合状態であり、第二の点についても、5名のみの戦時内閣から24名の大臣から成る70年代の内閣まで多様な状況が見られたからである²⁵⁾。

フォーマンとボールドウィンは、中央政府の全構造について検討したのは唯一ホールデン委員会だけだったと述べたが、上記でも触れた渡辺秀一は、1968年のフルトン報告について取り上げている。渡辺によれば、フルトン報告では、省の組織改革について次の2点を提案したと言う。①一般職と技術職を統合した一元的な指揮命令系統の実現、②機能に基づいた省組織の分散化、そのための具体的方策として、1) 外局化 (department agency) と、2) 独立機関 (autonomous non-departmental agencies) の設置の点を挙げた²⁶⁾。渡辺の解説によれば、2つの提案は相互に矛盾しているように見えるが、「効率的に機能する適正規模の組織の実現」²⁷⁾の点では矛盾しない提案だったようである。

また、20世紀において行政機構の改革が試みられた時期を、第1次大戦時のホールデン委員会、第2次大戦後の王立行政研究所 (the Royal Institute of Public Administration) による検討、60年代における主として財政・経済計画化に関する機構改革の3つを挙げる見解もある²⁸⁾。ついであるが、このブラウンの研究では、行政機構改革の要因として、政治的要因や新しい行政需要の登場を挙げている。そして、行政における省庁間の調整の重要性和難しさについて指摘した²⁹⁾。

少し、話は戻るが、ホールデンは、第一の提案として、省庁の境界線を機能に基づくべきであると述べたが、実際にはこれはなかなか難しいことである。「英国の中央政府機能の分配は、論理的もしくは科学的基準にも決して基づかず行われてきた」³⁰⁾とされている。憲法自治がそうであったように、行政の体系についても全く経験に基づいて発展してきた³¹⁾。

英国に限らず、省庁の組織は一旦設置されると、省が独自の目的や利益を持ち、内閣全体での合意を形成するために省庁間での利害を調整することは

英国の行政機構に関する覚書（石見）

非常に難しくなる。いわゆる割拠性（部局間対立）やセクショナリズムと呼ばれる現象である。上記のようにブラウンが省庁間調整の重要性を指摘しているのはこの故である。この点に関連して、「英国の政府は省庁の連邦制であり、内閣は省庁の長官から成る評議会」³²⁾であるという興味深い指摘もある。

フォーマンとボールドウィン、目的別に中央省庁を分類した。一方、渡辺は、省が編成されるパターン（要因）について、歴史的・経験的に見て、次の3点に整理した。①国家の役割の変化、②政治的要素、③行政技術的な要素（機能配分）の3つである。①は具体的には、19世紀半ばまでの英国は夜警国家の時代で、国家の役割は小さく、省の数も少なかったが（内容的にも内政よりも外交、国防が主）、20世紀半ばになると、国家の役割が拡大して、産業や技術に関する省が19も新たに登場したことを紹介している。②については、1964年のウェールズ省の設置や1972年の北アイルランド省の設置などがその具体例である。③は、類似の機能の省を一つにまとめる場合や大きくなり過ぎた省を分離する場合のパターンである³³⁾。渡辺によれば、「1960年から79年までの20年間に、31の省庁が廃止され、新たに28の省庁が設置された」³⁴⁾と言う。この時期のこのようなダイナミックな再編成の要因は、そのほとんどが③によるものである。

以上の渡辺の省編成パターンに関する考察は非常に興味深いものであった。類似のものとして、筆者も別稿において、英国の行政学者のポリットの省設置の理由から見た分類を紹介したことがある。それは、次の6点であった。

- ①既存の政策に過度の重要性が与えられたか、方向性の変更が示されたための設置。
- ②動的および進歩的な改革が好ましいとされたための設置。
- ③ウェストミンスター（国会）およびホワイトホール（中央省庁）を超えた環境の主要な変化に適応させるための設置。
- ④より大きな技術的効率性および（また）行政上の節約および（また）より良い調整のための設置。
- ⑤新しく組織された中央政府に機能の大半を管理させるための設置。

⑥首相の同僚幹部の能力を「発展」および「均衡化」させるなどの首相の問題を容易にするための設置³⁵⁾。

ただし、実際の省の設置は一つだけの要因で行われるものではなく、上記の6つの要因の複数が重なるようである。

ちなみに、閣内大臣（Secretaries of State）が所管する省庁は、5つ星省庁（“five-star” departments）と呼ばれる。この他に、閣外大臣（Junior Ministers）が所管する省庁と行政官をトップとする省庁がある³⁶⁾。

4. エージェンシーと準独立的行政機関

(1) エージェンシー制度の概要と課題

本節では、まず、エージェンシー制度の現状と課題などについて整理する。エージェンシー制度は、サッチャリズム（サッチャー行革）の時に中央省庁の業務を企画立案機能と実施機能に分け、前者を省庁に、後者をエージェンシーに分担させるねらいで設けられたものである。この改革により省庁本体の職員数は少数に抑えることができ、企画立案業務に専念できるようになった。また、省庁から分離したエージェンシーの長官には、公募を通して公務の内外から有能な人材を集めることができるようになった。そして、省を所管する大臣とエージェンシーの長官の間で、枠組協定書（Framework Document）という一種の契約を取り交わすことによって、大臣はエージェンシーに対する監督責任を果たし、また、エージェンシーの長官は協定書で定められた業績目標を達成するように努力することを通じて、業務の効率化に貢献した³⁷⁾。1988年に最初のエージェンシーが設けられて以降、最盛期には中央政府全体で150以上のエージェンシーが存在し、公務員全体の約8割がエージェンシーで勤務するという時期もあったが、エージェンシーの導入から10年目の1998年までに11のエージェンシーが民営化され、1つは廃止され、1つは中央政府に戻された³⁸⁾。

ちなみに、2003年1月時点では、127のエージェンシーがあり、公務員

英国の行政機構に関する覚書（石見）

の57%（277,000人）がエージェンシーの下で働いていた。エージェンシーに標準的なパターンはなく、規模も多様である。社会保障給付庁（Benefits Agency）の66,296人からウルトン公園会議センターの37人までである³⁹⁾。何がエージェンシーかという問いに答えることは簡単なことではないようである。フレーザー報告では、本省とエージェンシーとの関係に着目して、エージェンシーを次の4つのタイプに分類した。

- ①本省の根幹的な主流政策を担うタイプのエージェンシー（例：the Employment Service, the Social Security Benefits Agency）
- ②通常、制定法に基づく規制的機能（権限）を行使するタイプのエージェンシー（例：Companies House, the Vehicle Inspectorate）
- ③本省や他の機関にサービスを提供するタイプのエージェンシー（例：Government Research Establishments）
- ④本省の主要な目的とは関連のないタイプのエージェンシー（例：HMSO, Historic Royal Palaces）

しかし、これらの論理的な基準だけでは実際には分類できないような状況が見られた。省や大臣の政治的・財政的事情から実際には本省とは関係のないエージェンシーが設けられてきたからである⁴⁰⁾。

また、エージェンシー化は、サッチャー政権下ではあまり進まなかった。それは、大蔵省が「エージェンシー化が進めば予算のコントロールができなくなると考え、エージェンシー化に強く反対した」⁴¹⁾からだとされている。エージェンシー化が進展したのは、メージャー政権になって、大蔵省の事務次官もいわゆるオックスブリッジ出身者ではなく、ロンドン大学の教員（経済評論家）出身のバーンズが就任して以降とされている⁴²⁾。

エージェンシーの設置を提案したイブス報告が出され、最初のエージェンシーが設置されてから丁度10年が経過した1998年に当時のブレア労働党政権はエージェンシー計画の完了を宣言した。しかし、その後も、エージェンシーの数は増えた。1997年から2004年の間にイングランドおよび英国全体を管轄するエージェンシーが少なくとも10は新設された⁴³⁾。しかし、その

一方で、エージェンシーの民営化も進展した。特に、国防省のエージェンシーの民営化の例が有名であるが、ブレア政権下では、6つのエージェンシーが民営化された⁴⁴⁾。

このようなエージェンシー制度の導入は行政にどのような影響を与えたのであろうか。まず、エージェンシーの長官は、公募を原則としたが、実際には必ずしも公募のみで任用されていた訳ではないようである。少し古い資料であるが、1998年時点での138のエージェンシーを対象にした長官の任用方法についての内閣府調査では、公務内での公募が61エージェンシー、公務外も含めた公募が31エージェンシー、本省内での人事が39エージェンシー、事実上の非公募が7エージェンシーという状況であった⁴⁵⁾。また、1995年度と1997年度のエージェンシーの運営経費を比較したオリバー・ジェームズの分析は、次のような興味深いデータを示している。これは、95年度から97年度の期間に、組織運営が比較的安定的だった72のエージェンシーを対象とした調査に基づくものである。95年度には合計で91億2,700万ポンドだった運営経費が、97年度には90億7,900万ポンドになり、4.6%の削減率であった。同期間における政府全体での公共支出の削減目標が5%であり、実際の削減率が4.4%であったので、上記のエージェンシーの削減率はそう大きなものとは言えない。さらに細かく見ると、72のエージェンシーの内、経費が減少したエージェンシーが47、逆に経費が上昇したエージェンシーが31という状況であった⁴⁶⁾。

このように見てくると、エージェンシー制度は、その長の任用を公募にして透明性を高め、経費などの運用面でも経済性（Economy）、効率性（Effectiveness）、生産能率（Productive efficiency）を向上させることを理念としていたが、実態は必ずしもそうはなっていなかったと言える。

(2) 準独立的行政機関の特徴と問題点

ここでは、政府の省庁と一定の距離を置きながらも、省庁を補佐するための公的な活動を担う準独立的行政機関について概説する。これらの機関

英国の行政機構に関する覚書（石見）

は、非省庁型公的団体（Non-Departmental Public Bodies: NDPBs）、クワンゴ（Quasi-Autonomous Non-Governmental Organisations: Quangos）、政府外組織（Extra-Governmental Organisations: EGOs）などと多様な名称で呼ばれる。これらの機関の第一の特徴は、その正確な数や定義または分類などがはっきりしないことである。フォーマンとボールドウィンの紹介によれば、ジェフリー・ボウエン（Geoffrey Bowen）の初期の公的な調査では、「省庁によって設置もしくは管理され、政府が遂行することを望むが大臣もしくは省庁の直接的責任において行うことを望まない機能を遂行するために公的財源を提供される」非省庁型公的機関は252であると指摘した⁴⁷⁾。しかしながら、1980年のプリアツキー報告（Pliatzky Report）では、その数は2,167に膨れ上がり、21万7,000人の職員を抱えるとしている。また、1993年の内閣府の調査では、機関の数は1,389、職員数は4万2,600人と減っている。さらに、その翌年の94年にDemocratic Auditとチャーター88トラストによる研究では、政府外組織の数を5,521、そこで直接または間接的に働く人の数を7万人としている⁴⁸⁾。これらのデータは、要はこうした準独立的行政機関の定義が不明確で、それによって上記のようなデータに大きなちがいが見られることを示している。

フォーマンとボールドウィンは、こうした準独立的行政機関をめぐる混乱状態に対して2つの分類の可能性を示唆している。一つは、執行的団体（executive bodies）、諮問的団体（advisory bodies）、行政上の審判機関（administrative Tribunals）という分類であり、もう一つは、外延団体（Fringe bodies）、公社（Public corporations）、機能的機関（Functional authorities）、諮問団体（Advisory bodies）という分類である。後者の分類には、若干の例示があり、外延団体が一般的にクワンゴと考えられているものであり、公社は国営企業（Nationalised industries）のことであり、機能的団体の代表例として国民保健サービス（NHS）の機関を挙げ、諮問団体は、省庁が設置する諮問的委員会や特命の検討機関（Task Forces）であるとしている⁴⁹⁾。こうした分類を踏まえると、広義の定義では、これらの分類のすべての機関が含

まれることになるが、狭義の定義では、第一の分類上での執行の団体もしくは第二の分類上での外延団体に限定するのが妥当ではないかと思う。

フォーマンとボールドウィンはもう一点、興味深いことを指摘している。それは、これらの準独立的行政機関（この場合は広義の意味で捉えている）に共通した特徴として次の6点を挙げている。

- ①その存在が大臣の決定に由来し、大臣に対して説明責任があること。
- ②設置に関しては通常、議会の立法上の承認が必要で、議会に対して年次報告を提出しなければならないこと。
- ③大蔵大臣からの補助金によって財源措置されていること。
- ④団体の長および評議会のメンバーは大臣によって任命されること。
- ⑤団体は職員を有するが、その職員の地位は通常、公務員ではないこと。
- ⑥団体の会計は、商法上および会計検査院によって監査され、高い財政的説明責任の基準が求められること⁵⁰⁾。

しかし、これらの特徴は形式的もしくは理念上のものと思われる。特に、最後の⑥の点を満たしていない団体は多数あり、それが準独立的行政機関に対する主要な批判点であるからである。この点に関連して、フォーマンとボールドウィンは準独立的行政機関の利点と欠点についても言及しているが、長所より欠点のほうがより説得力を持っている。特に、「そのような団体は、制度的増殖を引き起こし、それが、管理者にとっての出費と監督および統制の困難さを証明してきた」という点と「これらの団体に対する有効な民主的統制の欠如とそれと並んで支出される公的資金に対する財政的統制の欠如がある」との指摘は重要である⁵¹⁾。

少し古い資料であるが、英国の行政学者のクリストファー・フッドも、準独立的行政機関についてその問題点を指摘している。フッドは、英国のクアングのみならず、米国連邦政府における独立規制機関なども含めて「間接的政府（Indirect Government）」という表現を用いて、その政策や行政への影響について考察した。第一の問題点として、こうした機関は合理的な論理に基づいて設置された訳ではなく、その時々政府や省庁の都合で設置された

英国の行政機構に関する覚書（石見）

ものがほとんどであり、もしその機関どうしで政策の調整を必要とする事態が生じた場合には、それに膨大な労力を要することを指摘した。第二の問題点として、不透明な財政運営について指摘した。そして、第三の問題点として、市民からの問い合わせや苦情の申し立てに関するアクセスが、中央省庁や地方自治体に比べて劣る可能性があることを指摘した⁵²⁾。

実際にクアンゴはどのような特徴や問題点を持っているのだろうか。サッチャー政権下で都市開発のしくみとして設けられた都市開発公社（Urban Development Corporations: UDCs）もクアンゴの一種であった。そのUDCsを事例として、クアンゴとしての特徴や問題点について整理した先行研究があるのでそれについて紹介する。UDCsは、1980年地方自治・計画・土地法に基づいて、イングランドの12か所で設置された。1981年にロンドン・ドックランドとマーシーサイドで設置され、1987年にはタイン・アンド・ウエア、ティーサイド、ブラック・カントリー、トラフォード・パークの4か所で、88年から89年にかけてリーズ、シェフィールド、ブリストル、セントラル・マンチェスターの4か所で、92年から93年にかけてバーミンガム・ハートランド、プリマス⁵³⁾の2か所で設置された。UDCsは常設機関ではなく時限的なアド・ホック機関であり、また、都市開発への投資の促進を目的とした特定目的型機関であり、それに関連する権限は法律に基づいて地方自治体から委譲されたが、それ以外の一般的な機能（学校教育など）は自治体が担った⁵³⁾。

この12の中でも最も規模が大きくまた有名なのは、ロンドン・ドックランド開発公社（London Docklands Development Corporation: LDDC）の事例である。ロンドン・ドックランドはロンドンの東部に位置し、1800年に最初のドックが建設され、英国の造船業と海運を支えてきたが、1960年代以降、造船業の冷え込みの影響と技術革新に乗り遅れたこともあり、ロンドン・ドックランドは衰退の一途を辿った。その再建策の検討が、国にとっても地元にとっても課題となっていたが、なかなかスムーズに事は運ばなかった。当時、ロンドン全域を管轄する自治体であったグレーター・ロンドン・カウンシル（GLC）は調査を行うのみで有効な提案を提示できなかった。と言うのは、ドッ

クランド地区の地元自治体（ロンドン・バラ）が GLC の介入を嫌ったからである。中央政府はこの停滞状況に対して、直接介入を決め、コンサルタントに対して再建策の検討を命じた。しかしながら、これに対してまた地元自治体とコミュニティが反対し、ドックランド合同委員会（the Docklands Joint Committee: DJC）の設置を国に求めた。当時の保守党政権はその地元の要求を認め、1974年1月にDJCが設置された。ただし、DJCが作成した再建案は、公共投資に依存し、ブルー・カラー（労働者）の労働機会の育成、港湾の維持などを主体としたものであったので、国の受け入れるところとはならず、1981年6月に国の主導によってLDDCが設置された⁵⁴⁾。

LDDCの運営も常に順調であった訳ではなく、1982年のロンドン・バラ選挙では、サッチャー政権に批判的な多くの候補が当選し、その結果、ニューアム（Newham）、サザーク（Southwark）、タワー・ハムレット（Tower Hamlets）の3区の自治体はその代表者をLDDCの理事会に送らなくなるというよう一幕もあった。しかし、1994年には、1万7,000軒の新築住宅がドックランド地区で建設され、ドックランド地区の持ち家率は5%から45%に上昇した。また、新聞各社が手狭になったロンドン中心部のフリート街からドックランド地区に移ってきたことに伴い、多くのメディア関連の企業が移転してきたことが、ドックランド再開発を活気づけた。このような点を考慮すると、LDDCの運営とドックランド地区の再建は成功したと言える。先行研究の教えるところでは、ロンドン・ドックランドのような大規模開発の場合、UDCsのような国主導のクアングによって事業を推進するのは妥当な方法と言える。しかし、その一方で、UDCsは時限的な機関であり恒久的に存在する機関ではない。また、地元のコミュニティがその開発に対して拒否権を行使することができない。こうした点を考えると、クアングが地元コミュニティと何らかのパートナーシップを構築することが、クアングにとって重要であると先行研究は指摘している⁵⁵⁾。国レベルでのクアングの場合にも、市民（社会）との何らかのパートナーシップの構築が必要であり、それがクアング一般に共通する課題と言える。

5. 公務員制度の特徴

最後に英国の公務員制度の特徴と課題について少しかだけ触れておく。小論は、行政機構について整理するのが主目的であるが、その行政機構で働く公務員のしくみについても基本的な特徴については、この機会に若干整理しておきたい。

英国で言う公務員（civil service）とは、国の行政機関に勤務する職員（わが国における国家公務員）のみを指し、地方自治体に勤務する職員（わが国の地方公務員）は公務員の範疇には含めない。英国の公務員は現在でも君主の僕であると考えられているが、憲法上は、その忠誠心は任命権者である政府に対して負っている。公務員には、清廉・潔白・公平・客観性などの資質が求められる⁵⁶⁾。

英国で近代的な公務員制度が誕生したのは19世紀後半であった。この場合の近代的な意味であるが、それは公務員の採用を推薦制（patronage）ではなく、資格任用制もしくは成績主義（merit system）に改めるという意味である。この改革案の検討を命じたのは、当時蔵相を務めていたグラッドストーンであり、その実務を担ったのはグラッドストンの部下であった2人の若き大蔵官僚のノースコートとトレベリアンであった。この2人の提案によって英国での公務員の採用に試験制が導入されることになった。英国の公務員制度の歴史でもう一つ欠かすことができないのが、上記の他の節でも触れた1968年に政府に提出されたフルトン報告である。フルトン報告では、①当時の公務員の士気をなくさせていたクラス制度（class system）の再編、②フランスの国立行政学院（ENA）を模範とした公務員大学（civil service college）の創設、③公務員委員会の公務員省への再編などを提案し、これらの点は実現を見た⁵⁷⁾。

前節で整理したエージェンシー化であるが、それはサッチャー政権において突如登場した訳ではなく、フルトン報告の時点においてすでに議論になっ

ていた。と言うより、フルトン報告こそが、行政および公務員のあり方および管理（マネジメント）の問題について抜本的に検討する端緒であった。君村の分析によれば、英国では「高級公務員は、大臣に対する中立的、専門的助言者と見なされ、政策助言者としての性格が重視され、マネジメントの役割は軽視されてきた」。それが、フルトン報告の中で「ジェネラリスト型公務員文化の変革、公務員のマネジメント能力の重視が叫ばれ」たのは、「第2次大戦後のイギリスの国際的地位や経済的地位の相対的低下などの背景のもとで、経済政策や外交政策などについての高級公務員の政策助言能力への批判が高まったからと言う⁵⁸⁾。1970年にヒース保守党政権の下で出された白書『中央政府の再編成』の中でも「執行業務をエージェンシーに分離して説明責任を持たせるというフルトン報告の提言を支持していたが、ヒースは、国防調達庁（初代の「首席執行官」はデレク・レイナー）や公用財産庁といったいくつかのエージェンシーを設立するにとどまった⁵⁹⁾。

公務改革がなかなか進まない状況について、バーナムとパイパーは興味深い事例を紹介している。サッチャー政権の初期に取り組みされたレイナー率いる政府の能率室が1993年度までに15億ポンドの節約を達成するという目標の一環として、「年金を毎週郵便局で支給するのではなく毎月銀行口座に振り込む」ことを提案したところ、その「アイデアは（筆者注:大臣によって）却下された。受給者たちが反対しているし、村の店もさびれる、というのが理由だった⁶⁰⁾。サッチャー政権の初期の感覚はまだこのような状況であったが、その後の改革の積み重ねによって公務員文化は変化し、マネジメント志向が浸透した。

公務員数の変化について見ると、公務員数は1976年に75万1,000人で最大規模に達し、1979年に誕生したサッチャー政権は、当時の73万2,000人を84年までに63万人にするという目標を立てた。サッチャーの辞任時の90年の公務員数は58万人、97年のブレア労働党政権誕生時では49万5,000人と減り続けた⁶¹⁾。最も減少幅が大きかったのは、技術職であったが、高級公務員（最上級グレードの1～3）でも「80年から86年の間に20%のポ

英国の行政機構に関する覚書（石見）

ストがなくなっている」⁶²⁾と言う。これは上記のエージェンシー化の影響のようである。

英国の公務員をめぐる状況で最近もう一つ変化が見られるのは、公務員に関する法制が整備されたことである。これまで、英国には、わが国の国家公務員法に相当するような公務員法制がなく、各大臣が国王大権に基づき権限を行使してきた。公務員規則（Civil Service Code）や公務員管理規則（Civil Service Management Code）はあったが、それらは英国議会が制定した法律ではなかった。公務員法制を制定しようとする動きはブレア政権の頃からあり、2004年11月には、公務員法案に関するコンサルテーション・ペーパーが公表された。実際に制定された公務員法制は、公務員法と言った単独法ではなく、2010年憲法改革および統治法の一部に盛り込まれる形で法制化された。同法は、当初、2005年憲法改革法を改正する目的で作られた憲法再生法案草案の名で公表されたが、英国議会における「上下両院合同委員会の立法前審査では、草案の題名に疑義が呈されたほか、2005年憲法改革法の改正は時期尚早であり、公務員法制は独立させることが望ましいといった指摘」⁶³⁾があった。法律の名称と内容を一部変更した憲法改革および統治法案は、2009年7月20日に議会に提出され、総選挙の間際でブラウン政権末期の2010月4日に成立した。

6. おわりに

小論では、非常に変化の激しい英国の行政機構について、中央省庁、エージェンシー、準独立的行政機関（クアング）、公務員制度に分けて、その特徴などについて整理してきた。それぞれについて分かったことをここで一度述べてみたい。中央省庁については、新しい省の設置や再編には一見何の原理もないように見えるが、ポリットの分析を参考にすると、省再編の要因とでも言うべき6つの特徴があるようである。しかし、その特徴は相互に排他的なものではなく、実際の再編の際には、複数の要因が重なって再編さ

れるというような性格のものであった。

エージェンシー制度については、一時のピークは過ぎたものの、現在でも新たなエージェンシーが創設されることもあり、エージェンシー制度は英国の重要な行政機構として定着し浸透したと言える。ただし、エージェンシー制度に問題がない訳ではなく、長の任用に関わる透明性の問題や、運営経費に関わる経済性、効率性、能率性などの面で問題を抱えている。一方、準独立的行政機関については、その定義が不明確で、数や分類などが論者によってばらばらであることが分かった。また、各省の時々の都合で設置されるため、増殖傾向が見られ、それに対する民主的統制や情報公開の機会がないことが問題点としてあることが分かった。UDCsの事例を通して、上記のような問題点を解決するためには、準独立的行政機関にも何らかの市民（社会）とのパートナーシップの構築が必要であることなどが分かった。

公務員制度については、近年、英国の公務員制度は急速に変化してきた状況について整理した。その最も大きな要因は、サッチャーが進めたNPM改革である。公務員数は減り続け、その影響は一般公務員や技術職だけではなく、高級公務員にも及んだ。これは、エージェンシーの影響であった。また、最近、公務員法制が制定されたのも新たな動きであった。

小論は何かの結論を導出することを目的とするものではなく、今後の研究のための材料として整理を試みるものである。こうした整理を通して、一つの疑問が湧いてきた。それは、どのようなタイプのものがエージェンシーとなり、また、どのようなタイプのものが準独立的行政機関になるのか、その際の線引きの特徴のようなものがないのかという疑問である。と言うのは、筆者は元来、英国の地域政策に関心を持ち、特に、ブレア政権下で設置された地域開発公社（Regional Development Agencies: RDAs）という機関に興味を持っている。このRDAsは準独立的行政機関（クアング）であるが、なぜ、エージェンシーとして設置されなかったのかというのが、筆者の疑問である。この疑問は、つまり、エージェンシーと準独立的行政機関（クアング）のちがいを明確にすることにつながる。小論では、こうした点に十分に取り組む

英国の行政機構に関する覚書（石見）

ことができなかつた。今後の課題としたい。

注

- 1) 拙著「研究ノート・経済省の果たした役割とその教訓」（『政経論叢』第162号、国士舘大学政経学会、2012年12月）、参照
- 2) プレア、ブラウンの労働党政権時代の地域政策は、リージョン・レベルで展開されていたが、2010年に誕生した保守党・自由民主党の連立政権は、サブ・リージョン・レベル（リージョンより狭域、リージョンとカウンティの間）で行うように改めた。また、財政難という状況もあり、できるだけ金のかからないしくみで地域政策を行うように努めた。拙著「政権交代が行政施策・組織に及ぼす影響に関する一考察—英国の地域政策をめぐる変化を事例に一」（『政経論叢』第158号、国士舘大学政経学会、2011年12月）、参照
- 3) 少し古い例になるが、英国では1968年に政権交代はなかつたが大規模な省の統廃合が行われた。当時のハロルド・ウィルソン労働党政権は、51年6か月続いた労働省を雇用・生産省に再編し、また、49年3か月存続した保健省と2年2か月前に設置された社会保障省を統合して、保健・社会保障省を誕生させた。さらに、外務省と英連邦省が統合して外務・英連邦省を設置し、また、公務員省を新設した。前掲、拙著「研究ノート・経済省の果たした役割とその教訓」、p.8、参照
- 4) 西尾勝『行政学〔新版〕有斐閣、1990年、pp.50-51、参照
- 5) 新制度論に関する代表的な概説として、真淵勝『大蔵省統制の政治経済学』中央公論社、1994年、pp.50-55、参照
- 6) タルコット・パーソンズ（佐藤勉訳）『社会体系論』青木書店、1974年、参照
- 7) フロイド・ハンター（鈴木広監訳）『コミュニティの権力構造』恒星社厚生閣、1998年、参照。ロバート・ダール（河村望・高橋和宏訳）『統治するのはだれか—アメリカの一都市における民主主義と権力—』行人社、1988年、参照
- 8) 西尾勝・村松岐夫編『講座行政学・第2巻・制度と構造』（有斐閣、1994年）の第2章には、今村都南雄著「行政組織制度」という論文が含まれている。ここでは、戦前の官制大権、戦後の国家行政組織法制、機構・定員管理、行政機構改革などの内容が扱われている。
- 9) 陸軍省、海軍省は、日本軍の武装解除後は、兵士の外地からの帰還業務を主として、第一復員省、第二復員省に名称を変更した。
- 10) 戦前の司法省のあり方が非民主的であったとの理由から司法省の改革が行われ、一時期、過渡的な法務庁、法務府と言う形態を採ったが、1952（昭和27）年に法務省となった。

- 11) 商工省は戦前にも存在した。1925（大正14）年、農商務省から分離して商工省が設置された。第2次大戦中の1943（昭和18）年に農商省と軍需省に再編され、1945（昭和20）年に商工省は復活した。その後、1949（昭和24）年に通商産業省に改組された。一方、労働省は、1947（昭和22）年に厚生省から分離して設置された。
- 12) 少し性格が異なるが、防衛庁、国家公安委員会も国務大臣が長官を務めるという意味で大臣庁の一種である。
- 13) 内閣機能や総合調整機能の強化の視点から第一臨調や第二臨調について整理した代表的な文献としては、毛桂榮『日本の行政改革—制度改革の政治と行政—』青木書店、1997年、参照。
- 14) 橋本行革全体を紹介したものとしては、田中一昭・岡田彰編『中央省庁改革—橋本行革が目指した「この国のかたち」—』日本評論社、2000年、参照。特に、中央省庁の再編についての研究としては、今村都南雄「中央政府の行政改革」（日本行政学会編『年報行政研究34・行政と改革』ぎょうせい、1999年）参照。
- 15) 前掲、西尾『行政学』、p.115、参照
- 16) 各省設置法の前に、内閣の統轄下にある府・省・庁・委員会の組織の全般的基準については国家行政組織法で定められている。
- 17) いわゆるウェストミンスター・モデルと呼ばれるものである。ウェストミンスター・モデルについては、ジューン・バーナム／ロバート・パイパー（稲継裕昭・浅尾久美子訳）『イギリスの行政改革—「現代化」する公務—』ミネルヴァ書房、2010年、p.28、参照。また、近年、そのウェストミンスター・モデルの変容に関する主張がある。その論拠として、2010年の連立政権の誕生（過半数を獲得する政党がなかったという現象への注目）、90年代から進行してきたスコットランドやウェールズ、北アイルランドへの権限委譲（分権）と地域政党の台頭（英国議会の持つ立法権の相対的低下、これらの地域議会議員選挙で採用されている比例代表制が英国議会下院の小選挙区制に与える影響）、2011年9月の固定任期議会法の制定による首相の議会解散権の廃止（不定期に選挙を行う自由の廃止）などが挙げられている。小堀真裕『ウェストミンスター・モデルの変容』法律文化社、2012年、pp.2-3、参照
- 18) ホワイトホール・モデルについては、前掲、バーナム／パイパー『イギリスの行政改革』、p.32、参照
- 19) 渡辺秀一は、当時、駐英日本大使館の一等書記官であり、この「イギリスの中央省庁」という論稿の前に同じ『季刊行政管理研究』に「イギリスの内閣制度」を寄せていた。両方の論文ともに、Greenwood, J. and Wilson, D., *Public Administration in Britain*, London: Allen and Unwin, 1984を参考にしていた。
- 20) 渡辺秀一「イギリスの中央省庁」（『季刊行政管理研究』第36号、行政管理研

英国の行政機構に関する覚書（石見）

- 究センター，1986年12月），p. 84
- 21) Forman, F. N. and Baldwin, N. D. J., *Mastering British Politics*, 4th ed., Hampshire: Macmillan, 1999, p. 319
 - 22) Ibid., p. 319
 - 23) Ibid., p. 319
 - 24) Ibid., p. 320
 - 25) Ibid., p. 320
 - 26) 前掲，渡辺「イギリスの中央省庁」，p. 87，参照
 - 27) 同上，p. 87
 - 28) Brown, R. G. S., *The Administrative Process in Britain*, London: Methuen & Co Ltd, 1970, pp. 191-192
 - 29) Ibid., pp. 195-206
 - 30) Gladden, E. N., *An Introduction to Public Administration*, London: Staples Press, 1966, p. 55
 - 31) Ibid., p. 55
 - 32) Madgwick, P., *British Government: The Central Executive Territory*, London: Philip Allan, 1991, p. 19
 - 33) 前掲，渡辺「イギリスの中央省庁」，pp. 87-88，参照
 - 34) 同上，p. 88
 - 35) Pollitt, C. *Minipulating the Machine: Changing the Pattern of Ministerial Departments, 1960-83*, London: George Allen & Unwin, 1984, pp. 20-23
 - 36) 北村亘「誰が行政を担っているのか」（梅川正美・阪野智一・力久昌幸編『現代イギリス政治』成文堂，2006年），p. 52，参照
 - 37) 英国のエージェンシー制度についてわが国で最も体系的に紹介したものとしては，君村昌『現代の行政改革とエージェンシー—英国におけるエージェンシーの現状と課題—』行政管理研究センター，2008年，参照
 - 38) 拙著「イギリス公務員制度の変容」（下條美智彦編『イギリスの行政とガバナンス』成文堂，2007年），p. 67，参照
 - 39) 同上，p. 71，参照
 - 40) O'Toole, B. J. and Jordan, G. *Next Steps: Improving Management in Government?*, Aldershot: Dartmouth, 1995, pp. 47-48
 - 41) 竹下譲・横田光雄・稲沢克祐・松井真理子『イギリスの政治行政システム—サッチャー，メジャー，ブレア政権の行財政改革—』ぎょうせい，2002年，p. 79
 - 42) 同上，pp. 79-80，参照
 - 43) 前掲，バーナム／パイパー『イギリスの行政改革』，p. 142，参照
 - 44) 国防省のエージェンシーが民営化された背景には，冷戦の終結に伴い，国防省

- の機関（特に研究機関）が再編されることになったことが影響しているようである。同上， p. 144， 参照
- 45) James, O. *The Executive Agency Revolution in Whitehall: Public Interest Versus Bureau-Shaping Perspectives*, Hampshire: Palgrave Macmillan, 2003, p. 73
- 46) *Ibid.*, pp. 89–90
- 47) Forman, F. N. and Baldwin, N. D. J., *Mastering British Politics*, 4th ed., Hampshire: Macmillan, 1999, p. 375
- 48) *Ibid.*, p. 376
- 49) *Ibid.*, p. 376
- 50) *Ibid.*, p. 378
- 51) *Ibid.*, p. 379
- 52) Hood, C. ‘Government bodies and government growth’, in Barker, A.(ed.) *Quangos in Britain: Government and the Networks of Public Policy-Making*, London: Macmillan, 1982, pp. 59–66
- 53) 都市開発公社（UDCs）については，邦語でもその内容を紹介する文献が多い。代表的なものとして，イギリス都市拠点事業研究会『検証・イギリスの都市再生戦略—都市開発公社とエンタープライズ・ゾーン—』風土社，1997年，および，武藤博己『ロンドン・ドックランドの開発と行政』クレアレポート第2号，自治体国際化協会，1990年，参照。
- 54) Sorensen, E. ‘London Docklands and Urban Development Corporations’ in Ridley, F. F. and Wilson, D.(ed.) *The Quango Debate*, Oxford: Oxford University Press, 1995, pp. 66–70
- 55) *Ibid.*, pp. 72–75
- 56) Drewry, G. and Butcher, T. *The Civil Service Today*, 2nd ed., Oxford: Blackwell, 1991, pp. 41–46
- 57) Pilkington, C. *The Civil Service in Britain today*, Manchester: Manchester University Press, 1999, pp. 36–39
- 58) 前掲，君村『現代の行政改革とエージェンシー』， p. 6
- 59) 前掲，バーナム／パイパー『イギリスの行政改革』， p. 126
- 60) 同上， p. 122
- 61) 同上， p. 120–121， 参照
- 62) 同上， p. 129
- 63) 田中嘉彦「英国における内閣の機能と補佐機構」（『レファレンス』2011年12月号）， p. 142